

自営業、自由業

などの人で

**国民年金保険料を納めるのが困難なとき
“国民年金保険料免除制度”をご利用ください**

手続きはお早めに！今すぐの届出をお待ちしています。

例えばこんな人

- 収入がなく、保険料を納める余裕がない人



- 失業や営業不振などで、保険料を納めることができない人



- 病気やケガなどで、経済的に困っている人



- 申請して承認されると保険料が免除されます
- 手続きはお早めに！

免除が承認されると、申請した月の前月分から保険料が免除されます

申請が遅れると、未納扱いとなり、将来年金を請求するときに、受給資格期間が不足して年金が受けられない場合があります。

免除の承認は年度ごと行われますので、翌年度も免除を希望されるときは再度免除申請の手続きが必要となります。

学生の方で

収入がないので国民年金保険料までは……という人に。

**学生の期間、保険料の納付が猶予される
“国民年金保険料学生納付特例制度”
をご利用ください！**

•ポイント1•

次の条件の人です

- ①学生であること
- ②本人の所得が一定以下であること
(親元世帯員の所得は関係ありません)

•ポイント2•

保険料を納めなかった期間は

- 社会人になってから学生納付特例制度を受けた月以降の10年以内であれば特例期間中の保険料を納められます（追納）。
- 保険料を追納すると、将来受ける老齢基礎年金の額に計算されます。

•ポイント3•

学生納付特例期間中に、病気やケガで障害が残ったら

- 学生納付特例期間中に発生した病気やケガで障害が残ったときでも、保険料を納めたと同様に受給資格があれば、障害基礎年金が支給されます。

手続きは簡単です！

役場住民課国民年金係で「免除申請書」に必要事項を書き、提出してください。

手続きに必要なもの

- ①認め印②年金手帳または納付書など。他に納付困難な理由を証明する書類が必要になる場合があります。③学生証のコピー